

入 札 公 告

次のとおり総合評価落札方式による一般競争入札に付します。

平成30年6月14日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
総務部長 高橋 宏昌

1. 調 達 内 容

- (1) 調達件名及び数量 海洋水産資源開発事業（いか釣〈日本周辺海域〉）に係る用船
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期間 自)平成30年8月1日
至)平成31年2月28日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 入札金額は、用船料1ヶ月分には相当する金額を記載するこ
と。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（当
に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（切り
該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り
捨てた金額）をもつて落札価格とするのであるか、入札者
税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、入札者
るかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100
に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。ただし、地方公共団体を除く。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。
- ① 直接交付
神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-3
国立研究開発法人水産研究・教育機構
開発調査センター開発業務課支援係
電話 045-227-2728
FAX 045-227-2705
- ② 郵送による交付
封書に「海洋水産資源開発事業（いか釣〈日本周辺海域〉）に係る用船入札説明書希望」と記入し、返信用封筒（角2）に400円切手を貼付し、上記①あて郵送のこと。
- ③ メールによる交付
任意書式に「海洋水産資源開発事業（いか釣〈日本周辺海域〉）に係る用船入札説明書メールにて希望」と号記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

4. 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等

仕様書等に関し質疑がある場合には、平成30年6月20日までに上記3.あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当機構のホームページにて公表すること。

り入札説明会に代える。入札説明書に示す提案書を下記6.に定める受領期限までに提出場所に正1部を提出すること。

なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合は、当該個人を識別し得る記述を公表せず、質疑者のみに回答することとする。

5. 提案書の提出方法

入札者は入札説明書に示す提案書を下記6.に定める受領期限までに提出場所に正1部を提出すること。

6. 入札の日時及び場所等

(1) 入札書の受領期限及び提出場所

平成30年6月22日 17時00分
3. ①に同じ。

(2) 開札の日時及び場所

平成30年7月2日 15時30分
神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-3
クイーンズタワーB15階
国立研究開発法人水産研究・教育機構 会議室
開札後、価格評価点の計算及び技術評価点の合計作業が
あるため落札者の決定までには時間が必要となる。また、
下記7.で不合格となつた者の入札書は開札しない。

7. 提案書の審査

入札者が提出した提案書は、評価項目一覧（要求事項）に記載している評価基準に基づき審査し、点数を決定する。評価項目のうち基礎項目については、基礎点に満たなければ不合格となる。

8. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内であり、かつ、基礎項目の要求を全て満たしている提案をした入札者の中から、総合評価の方法をもって落札者を決定するものとする。

(6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。ただし、地方公共団体を除く。

(7) 詳細は入札説明書による。

9. 契約に係る情報の公表

(1) 公表の対象となる契約先

次の①及び②いずれにも該当する契約先

① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること

② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること※注2

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統一の前独立行政法人水産大学校を含みます。※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えたと認められる者を含む。※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

(2) 公表する情報

上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
② 当機構との間の取引高
③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

④ 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもちまして、ご了解願います。

10. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大、学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

用 船 仕 様 書

1. 調査名：海洋水産資源開発事業（いか釣：日本周辺海域）

2. 調査目的

省エネルギー型漁灯を用いた効率的操法を確立することにより、いか釣漁業の収益性改善に資する。

3. 調査項目

(1) LED 船上灯の光強度、発光波長及び配光把握

用船期間中、国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）が用意する LED 船上灯を設置し、メタルハライド船上灯、ケーブル、安定器を取り外す。LED 船上灯設置及び既存のメタルハライド取外し作業は機構が契約した業者が行う。LED 船上灯設置後の位置等の微調整作業は調査員の指示のもと乗組員が、大掛かりな調整を伴う場合は機構が別途契約した業者が行う。

また必要に応じて、用船期間中の在港中及び洋上において、調査船に設置した LED 船上灯を、別途定める方法で、機構が用意する測器を用いて船体周囲の光分布を計測する。計測作業は調査員が行い、計測に必要な漁灯及び測器の操作と操船は調査員の指示のもと乗組員が行う。

(2) LED 船上灯によるスルメイカの行動や釣獲状況の把握

スルメイカ漁場において、調査船に設置した LED 船上灯を点灯したうえで、ソナー及び魚群探知機を用いたスルメイカ魚群の行動観察を行うとともに、自動いか釣機による操業を行い、釣獲状況を記録する。

魚群行動観察は調査員が行う。魚群行動観察と釣獲状況把握のための船上灯操作、操業及び各釣機での釣獲尾数計測は調査員指示のもと乗組員が行う。漁獲物処理は乗組員が行い、製品数量等を調査員に報告する。

また、当業各船の漁獲状況把握のため、船間無線連絡を乗組員が行い、その結果を調査員に報告する。

(3) その他

操業海域の海洋環境を把握するため、機構が用意する測器を用いて、調査員が水温・塩分等の鉛直分布を計測する。計測に必要な測器の昇降操作及び操船は調査員の指示のもと乗組員が行う。

漁獲されたいか類の生物学的特性を把握するため、調査員が魚体計測を行う。

船上灯その他に係る燃油消費量を把握するため、調査員の指示のもと乗組員が主機と補機の燃油流量計により燃油使用量を記録するほか、調査員が船上灯配線の電力量等を測定する。

4. 船舶要目

(1) 漁業種類：いかつり漁業

(2) 航海能力：1 か月以上の無寄港航海が可能であること。

- (3) 総トン数：180 トン以上 200 トン未満
- (4) 漁労設備等：
自動いかつり機一式を備えていること。
- (5) 付帯設備
 - 1) 航海及び漁労計器等：
GPS, レーダー, 船舶電話及びファクシミリ, 魚群探知機, ソナーを備えていること。
魚群探知機及びソナーは, 映像をビデオ出力するための外部出力端子をあらかじめ備えているか, 調査開始までに応募者において端子を増設可能としておくこと。
 - 2) 作業場所等：調査員が毎日のデータ処理のため優先的に使用可能なスペース並びに電灯, 机等を有すること。
 - 3) 保冷設備：冷凍品を-20℃以下で 100 トン以上積載可能であること。
 - 4) 冷凍設備：-30℃以下で 1 回当たり 5 トン以上の冷凍能力を有すること。
 - 5) その他有ることが望ましい設備等（必須条件とはしない）：
 - ① ドップラー潮流計
 - ② 計量魚探
 - ③ AIS
 - ④ えびす君
- (6) その他
 - 1) 用船終了時には機構が設置した LED 船上灯を取り外し, 用船開始時に外したメタルハライド船上灯を取り付けて原状回復する。
 - 2) 補機の燃油流入及び流出パイプに燃油流量計が取り付けられているか, 取り付けが可能であること。なお, 現状において燃油流量計が取り付けられていない場合は, 機構がこれを用意して取り付ける。この場合は, 用船終了時に機構がこれを取り外して原状回復する。
 - 3) 最大搭載人員中に, その他乗組員として 2 名以上を含むことができること。
 - 4) 本船は, 以上の要件のほか, 法令で定められた設備は勿論, 調査運行に支障を来さない相当の設備及び付属品を備え, かつこれらが維持管理されていること。

5. 乗組員

- (1) 乗組員数は 6 名以上とし, 漁労長, 船長及び機関長に加え, いかつり操業が十分に行える人員を確保しておくこと。
- (2) 漁労長は, いかつり漁法について十分な知識と技量を有すること。
- (3) 乗組員の過半数はいかつり漁業の経験があること。
- (4) 乗組員は身体頑健にして船上労働に耐えうる者であること。
- (5) 出入港時並びに操業中は, 恒常的にライフジャケットを着用すること。

6. 用船期間及び調査日程

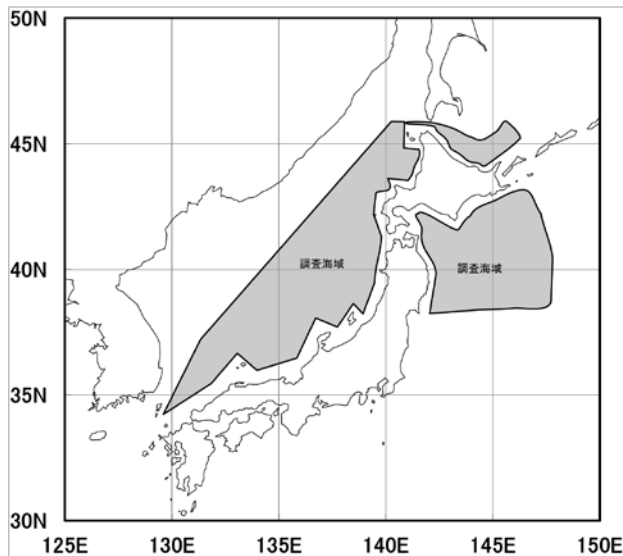
- (1) 用船期間：平成 30 年 8 月 1 日～平成 31 年 2 月 28 日
- (2) 調査日程：

平成 30 年 8 月 1 日用船開始（未定港）

平成 31 年 2 月 28 日用船解除（未定港）

7. 調査海域：日本周辺海域（外国 200 海里水域を除く）

8. 調査海域図



9. 担当研究所 開発調査センター

10. 船舶に搭載するコンピューターまたは乗組員の使用するコンピューター並びに電磁的記録媒体のセキュリティーチェック

(1) 船舶に積載する一切のコンピューター及び電磁的記録媒体については、用船開始時又は寄港地からの出港時にセキュリティーチェック（コンピューターウイルスの排除処理）を行うか、調査員が用意するウイルスチェック用のソフトウェア（注）の何れかで行うこと。

(2) 上記（1）のチェックは、契約者または乗組員が用意した最新のウイルスに対応した検知・排除用のデータに基づいて行うか、調査員が用意するウイルスチェック用のソフトウェア（注）の何れかで行うこと。

（注）調査員は、マイクロソフト社の【Microsoft Security Essentials】を持参する予定であるが、このソフトウェアに起因する故障やデータの破損等については、一切、開発調査センターでは保障しない。したがって、契約者または乗組員がセキュリティーチェックを行うことが望ましい。

11. その他

(1) 詳細については担当職員の指示に従うこと。

(2) 運航に関する事項については、本仕様書に定めるもののほか、別添「調査船用船仕様書」によるものとする。

- (3) 用船契約期間中に消費した燃油は機構が別途供給するものとする。
- (4) 機構の用船期間において、他の公的機関が実施する事業に参画していない者であること。